

《記入例》

不燃廃棄物搬入許可申請書【搬入1回・車両1台につき1枚】

受付番号 号
 〇〇〇〇年 〇〇月 〇〇日

彦根愛知犬上広域行政組合管理者様

次のとおり本書記載の確認事項に同意のうえ不燃廃棄物の搬入許可を申請します。

申請者 (申請窓口に来られた方)	氏名: □□ □□ TEL: 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 住所: □□□□□□□□□□□□□□□□-〇〇	中継施設使用欄
ごみの発生場所 ※ 申請者住所と異なる場合	居住者: □□ □□□ TEL: 無し 住所: □□□□□□□□□□□□□□	申請者との関係: 父
ごみの運搬者 ※ 申請者以外が運搬する場合	氏名: □□ □ TEL: 申請者と同じ 住所: 申請者と同じ	申請者との関係: 子
搬入車両	軽自動車(軽トラックを含む)・普通自動車(トラックを除く) 車両番号: 〇〇〇〇 ※ 過積載での搬入はできません。車両に応じた最大積載量(軽トラックは350kg)を順守してください。	
申請理由	自宅の整理、清掃・自宅の改修、解体・引越し・その他(実家の整理)	
搬入ごみ	生活ごみ(プラスチック類、陶器、ガラス、その他(ハンガー、傘)) 建築廃材[瓦・壁土・タイル・コンクリート片・その他] ※ 事業活動に伴って発生したごみ、住宅以外の施設から発生したごみ(建築廃材を含む)、建設業者等が改修・解体して発生した建築廃材などの産業廃棄物は搬入できません。 ※ 可燃物、粗大ごみ、資源ごみ、家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機)、小型家電、パソコン、電池、蛍光管、処理困難物(タイヤ・ホイール、消火器、ガスボンベ、バッテリー等)などは搬入できません。 ※ 大型ごみは、約20cm以下に小割(棒状パイプ類は約30cm以下に切断)してください。 ※ 直接搬入される場合は、搬入ごみを各市町が指定する袋に入れる必要はありません。	
搬入先	彦根愛知犬上広域行政組合 小八木中継基地 東近江市小八木町19番地 電話:45-3666、ファックス:45-3667	
搬入日時	毎週月曜日～金曜日(祝日・休日・年末年始を除く) ※ 土・日曜日、祝日等は搬入できません。 9時00分～16時30分(12時00分～13時00分を除く) ※ 正午から午後1時まで搬入できません。	
施設使用料	ごみの搬入量5kgまでごとに50円	

【申請者同意確認欄】 ※ 確認事項への同意を示すため、□に✓を付けてください。

私は、以下の確認事項に同意します。

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、彦根愛知犬上広域行政組合一般廃棄物中継施設の設置および管理に関する条例ならびに関係法令を順守し、自己の家庭生活に伴って発生した不燃廃棄物(燃えないごみ・埋立ごみ)を搬入します。
2. 搬入の際は、「不燃廃棄物搬入許可書」を提出し、施設職員の指示に従い、搬入ごみの荷降ろしは自らが行います。
3. ごみの搬入量に応じた施設使用料を支払います。
4. 適正なごみの搬入であることを証するため、必要に応じて本人確認書類や車検証などを提示します。
5. 産業廃棄物の搬入、過積載での搬入、区域外で発生したごみの搬入、許可業者以外の代理搬入などの不適正な搬入を行いません。

※ 不適正な搬入であることが判明した場合、申請内容の相違や虚偽が判明した場合、または搬入条件を満たさない場合は、搬入許可を取り消し、ごみを持ち帰っていただきます。あらかじめご了承ください。

※ 不適正な搬入を防止するために施設職員がごみの発生場所を確認することがあります。その際は、立会に応じてください。

【市町受付職員記載欄】 ※ 申請者は記入しないでください。

許可書発行機関	彦根市役所・清掃センター・稲枝支所・出張所(鳥居本・河瀬・亀山・高宮) 愛荘町役場(愛知川庁舎・秦荘庁舎)・豊郷町役場・甲良町役場・多賀町役場	市町受付職員名
搬入条件確認書類	マイナンバーカード・運転免許証・保険証・その他()	
搬入許可有効期限 (ごみ搬入期限)	_____年 _____月 _____日まで (許可日を含む14日目以内の最終開場日まで) ※ 期限が過ぎた場合は、再度申請してください。	